

「農村地域への産業の導入に関する基本計画（案）」に対する
パブリック・コメントの実施結果

1 意見募集期間

令和6年10月15日（火）から令和6年11月14日（木）まで

2 意見の件数

2名 18件

3 意見の内容と意見に対する県の考え方

(1) 計画の内容等に関するもの（15件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
前文		
1	<p>「実施計画が策定された農村地域で工業等の導入が行われ、農業と工業等との均衡のある発展と雇用構造の高度化に貢献」</p> <p>「経営の効率化は進展」</p> <p>「本県の最近の雇用情勢をみると、持ち直しの動きが続く中、求人が求職を上回って推移」</p> <p>「若年層を中心に、進学や就職による県外流出が一貫して続いている」</p> <p>といった事項は、具体的事例・具体的数値（推移のグラフ等）を明示するべきと考えます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
農村地域への産業の導入の目標（導入業種の選定の考え方）		
2	<p>P3</p> <p>「安定した就業機会が確保され、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること」としてありますが、その内容は「産業の立地・導入により、安定的な就業機会及び雇用の質が確保されること」。</p> <p>これでは「安定した就業機会が確保される」だけであり「農業と導入産業との均衡ある発展」が欠落している様に見えます。</p> <p>記述内容再度御検討願います。</p>	<p>御意見を踏まえ、本文中の表現を修正しました。</p>

3	<p>「公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮」と、自然環境についての内容と思わせる記述の項目で</p> <p>「事業環境又は生活環境への影響について」「土地利用、広域的な交通流態等」と、自然環境以外の各種環境について記述するのは不適切と感ずます。</p> <p>農村地域において「自然環境(の保全)」は重要な項目ですので項目を独立して設けた上で、「各種地域環境への配慮」と言った別項目を設定すべきと考えます。</p>	<p>本基本計画は、国の基本方針に即して策定しており、ガイドラインで「『公害のおそれのない業種を選定するなど、環境保全に配慮する』とは、導入業種について、周辺地域における他の産業や住民の多くが施設立地による事業環境又は生活環境への影響について懸念を抱くと考えられる場合、周辺地域の環境に対して現実に影響が及ぶ可能性の有無等を踏まえて当該導入業種を判断すること」と定められていることから、原案のとおりとします。</p> <p>なお、自然環境の維持・形成については、農村地域への産業の導入に当たり留意することとして、「8 その他必要な事項」の(1)に記載しております。</p>
農村地域への産業の導入の目標（産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方）		
4	<p>P4</p> <p>県内の「農村産業法第2条に規定する農村地域」を、別途資料等で地図表記して頂けたら幸いです。</p>	<p>令和7年2月現在の対象地域は、本パブリック・コメントを実施する際に公表している「関連資料」に掲載のとおり、和木町及び旧下関市を除く県全域であるため、地図表記する予定はありません。</p>
5	<p>「ア」に「～等の各種の土地利用計画」「～等と十分調整を行い」とありますが、関係するであろう、行政管轄の土地利用計画（とその管轄部署）の全てを、別資料かで明示すべきでは、と感ずます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>「イ」に「過去に造成された工業団地等の活用を優先」とありますが、当該項目には「廃校」「使用停止公共施設」「空家」についての記述も必要、「空家」については他法律とも関係してきますのでどう関係するか明示すべき、と感ずます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

	「イ」の最終文末「ことが望ましい」は不要と感ずます。	本基本計画は、市町の実施計画の基本となるべき事項について定めるものであることから、原案のとおりとします。
7	P5 「エ」冒頭の「今後における」は不要と感ずます。 「エ」の最終文末「貴重な動植物の保護に努めることとする。」は、「貴重な動植物を保護する」とすべきです。	御意見を踏まえ、本文中の表現を修正しました。 本基本計画は、市町の実施計画の基本となるべき事項について定めるものであることから、原案のとおりとします。
農村地域への産業の導入の目標（配慮事項）		
8	「(3) 配慮事項」の「ア」に「就業環境及び生活環境」「職場環境及び生活環境」の記述がみられます。 広義の「生活環境」をこの様に表記するのであれば、「・自然環境」を追加しても良いのでは、と感ずます。 「(3) 配慮事項」の「ア」の最終文末「応えるよう配慮する。」は「極力応える。」とすべきと感ずます。	自然環境の維持・形成については、農村地域への産業の導入に当たり留意することとして、「8 その他必要な事項」の(1)に記載しておりますので、原案のとおりとします。 本基本計画は、国の基本方針に即して策定しており、市町の実施計画の基本となるべき事項について定めるものであることから、原案のとおりとします。
9	「(3) 配慮事項」の「イ」の最終文末「の促進に配慮する。」は「を促進する。」とすべきと考えます。	本基本計画は、国の基本方針に即して策定しており、市町の実施計画の基本となるべき事項について定めるものであることから、原案のとおりとします。
全般		
10	「基本計画を次のように変更する」とありますが、本文中「どこをどのように変更した」のかが殆どわかりません。 「どこをどのように変更した」のか明確になる記述を、「全面的に変更」したのであれば冒頭にその様な記述を宜しく御	このたびの基本計画の変更は、法改正や国の基本方針等の変更に伴うものです。 主な変更点については、本パブリック・コメントを実施する際に公表している「関連資料」に掲載し

	<p>願ひ致します。</p>	<p>ています。</p>
11	<p>個別に指摘した箇所もありますが、「努める」＝努力目標（達成しなくても良いと読める）という表現が多数見受けられます。</p> <p>当該表現は極力改める様御検討宜しく御願ひ致します。</p> <p>改めない場合は、個々の記述について改めない理由を当意見募集御回答に御明示願ひします。</p>	<p>本基本計画は、国の基本方針に即して、農村地域への産業の導入の目標や導入産業への農業従事者の就業の目標等を定めるとともに、市町の実施計画の策定に際し、基本となるべき事項について定めるものであることから、原案のとおりとします。</p> <p>なお、農村地域への産業の導入については、市町が定める実施計画において具体的に記載されることとなります。</p>
12	<p>P6以降内容を確認しましたが、具体的対応の記述は乏しく、「基本計画」＝「指針・方針」と認識しております。</p> <p>個々の案件について、当基本計画に沿った具体的施策実施を宜しく御願ひいたします。</p>	
13	<p>行政の計画は、まずわかりやすいシンプルなものであること。また、県民が積極的に関わりたいと思えるような魅力ある政策を出すこと。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
14	<p>山間地振興にも文化事業促進の視点を導入し、その結果が肌で感じられるものにする事。</p>	
15	<p>衰退する山口県特有の伝統として、人を排除する文化を早急に改善し、魅力ある挑戦の場を創出すること。</p>	

(2) パブリック・コメントの実施方法等に関するもの（3件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願ひします(記事の場合は把握している範囲内で御願ひ</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（10月20日の山口新聞及び中国新聞、10月21日の宇部日報）により広報に努めました。</p>

	<p>致します)。 (県広報誌(11月号)にはパブリックコメント(県民意見募集)全般の記事・記載も無かったと記憶しております。)</p>	
2	<p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリックコメント/県民意見募集全般に関する記事が殆ど掲載されていない理由を明示願います。</p> <p>(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つ、とする方が明らかに県民の目に留まると思われれます。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「適切に広報を実施した」とは言えないと感じます。)</p> <p>前述意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集について、広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。</p> <p>(意見募集結果(人数・件数)の明示)ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』」(十分・不十分)を御明示願います。)</p>	<p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
3	<p>当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。</p> <p>県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体団体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願ひ致します。(骨子案作成時に実施済とは思いますが一応。)</p>	<p>本基本計画策定にあたっては、関係機関から広く御意見をお聴きしています。</p>